

令和3年第3回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 資 料

(11 月 25 日 提 案 分)

神 奈 川 県

目 次

ページ

1	令和3年第3回神奈川県議会定例会（11月25日提案分）提出議案件数調	1
2	令和3年度11月補正予算会計別集計表	1
(1)	令和3年度神奈川県一般会計11月補正予算局別財源調書	2
3	令和3年度11月補正予算の主な内容	3
4	令和3年度一般会計11月補正予算地方債について	4
5	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	6
6	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	7
7	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	9
8	知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の概要【総務局】	11
9	神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	12
10	県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	13
11	職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例の概要【総務局】	14
12	収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	16
13	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	18
14	当せん金付証票の発売の概要【総務局】	20
15	神奈川県防災行政通信網再整備事業工事請負契約の内容【くらし安全防災局】	21
16	令和3年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【国際文化観光局】	22
17	令和3年度11月補正予算公共事業等の内容【環境農政局】	23
18	令和3年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【環境農政局】	24
19	令和3年度水源環境保全・再生事業会計11月補正予算債務負担行為について【環境農政局】	26
20	令和3年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【環境農政局】	27
21	神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例の概要【環境農政局】	28

22	新型コロナウイルス感染症対策に係る福祉サービスの提供体制の維持について 【福祉子どもみらい局】	29
23	三浦しらとり園条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	31
24	神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例の概要 【福祉子どもみらい局】	32
25	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 の概要【福祉子どもみらい局】	33
26	和解の概要【福祉子どもみらい局】	34
27	新型コロナウイルス感染症対策に係るワクチン接種体制の強化について 【健康医療局】	35
28	令和3年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【産業労働局】	36
29	訴訟の提起の概要【産業労働局】	37
30	地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所中期目標の概要【産業労働局】	38
31	令和3年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【県土整備局】	42
32	令和3年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【県土整備局】	46
33	主要地方道藤沢座間厚木新設橋梁（上部工）工事請負契約の内容【県土整備局】	47
34	県営万騎ヶ原団地公営住宅新築工事（4期一建築）請負契約の内容【県土整備局】	48
35	県営亀井野団地公営住宅新築工事（4期一建築一第1工区）請負契約の内容 【県土整備局】	49
36	令和3年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【教育委員会】	50
37	令和3年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【教育委員会】	51
38	神奈川県奨学金貸付条例の一部を改正する条例の概要【教育委員会】	52
39	令和3年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【警察本部】	53
40	令和3年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【警察本部】	54
41	令和3年度水道事業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁】	55
42	令和3年度電気事業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁】	56
43	令和3年度酒匂川総合開発事業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁】	57
44	神奈川県営水道事業審議会の設置等に関する条例の概要【企業庁】	58



## 1 令和3年第3回神奈川県議会定例会（11月25日提案分）提出議案件数調

### (1) 予 算

区 分	件 数
一 般 会 計	1
特 別 会 計	1
企 業 会 計	3
合 計	5

### (2) 条例その他

区 分	件 数
条 例 の 制 定	1
条 例 の 改 正	14
工 事 請 負 契 約 の 締 結	4
そ の 他	4
合 計	23

## 2 令和3年度11月補正予算会計別集計表

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	今回補正額	合 計 額
一 般 会 計	2,752,981,906	1,422,174	2,754,404,080
特 別 会 計	2,047,484,222	—	2,047,484,222
企 業 会 計	149,343,809	—	149,343,809
合 計	4,949,809,937	1,422,174	4,951,232,111

(参考) 前年度(令和2年度)の状況

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	11月補正額	合 計 額
一 般 会 計	2,311,012,537	30,925,143	2,341,937,680
特 別 会 計	2,142,808,769	—	2,142,808,769
企 業 会 計	148,646,708	—	148,646,708
合 計	4,602,468,014	30,925,143	4,633,393,157

## (1) 令和3年度神奈川県一般会計11月補正予算局別財源調書

(単位 千円)

局 別	予 算 額	財 源 内 訳									備 考
		国 庫 支出金	分担金 及び 負担金	使用料 及び 手数料	財産 収入	寄 附 金	繰入金	諸 収 入	県 債	一 般 財 源	
環境農政局	723,532	540,410							127,000	56,122	
福祉子ども みらい局	326,403	128,444					133,737			64,222	
健康医療局	372,239	372,239									
小 計	1,422,174	1,041,093					133,737		127,000	120,344	
									120,344	△ 120,344	その他 特定収 入
合 計	1,422,174	1,041,093					133,737		247,344		

### 3 令和3年度11月補正予算の主な内容

新型コロナウイルス感染症への対応など、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

#### (1) 新型コロナウイルス感染症対策

- 新型コロナウイルスワクチン接種体制の強化 372,239千円
- 感染防止対策継続支援事業費（介護・障害分） 192,666千円
- 地域医療介護総合確保基金積立金 133,737千円
- 繰越明許費の設定
  - ・ 国内観光プロモーション推進事業費 設定額 114,997千円
  - ・ 商店街等プレミアム商品券支援事業費補助 設定額 100,000千円

#### (2) その他

- 現年災害復旧費 449,076千円
- 過年災害復旧費 274,456千円
- ゼロ県債の設定【債務負担行為の設定】  
限度額（総額） 12,929,662千円

【予算に関する説明書 13～14頁】

4 令和3年度一般会計11月補正予算地方債について

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調査

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	前年度末現在 高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額	
				当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 普通債	[1,322,918,012] 1,612,073,277	(25,041,000) [1,270,979,946] 1,570,520,966	補正前の額	77,228,000	[132,882,777] 106,980,477	[1,240,366,169] 1,565,809,489	
			補正額	-	-		
			計	77,228,000	[132,882,777] 106,980,477		
	(1) 民生	[30,145,162] 35,440,677	(1,883,000) [30,991,469] 36,009,249	補正前の額	4,744,000	[2,901,017] 4,118,752	[34,717,452] 38,517,497
				補正額	-	-	
				計	4,744,000	[2,901,017] 4,118,752	
	(2) 衛生	[20,513,525] 22,534,275	(308,000) [20,161,941] 22,335,556	補正前の額	606,000	[1,756,345] 1,246,916	[19,319,596] 22,002,640
				補正額	-	-	
				計	606,000	[1,756,345] 1,246,916	
(3) 労働	[7,543,250] 9,017,225	(6,997,900) [6,997,900] 8,890,075	補正前の額	407,000	[653,240] 440,150	[6,751,660] 8,856,925	
			補正額	-	-		
			計	407,000	[653,240] 440,150		
(4) 農林水産	[79,774,627] 98,705,517	(1,177,000) [72,249,938] 90,729,788	補正前の額	2,426,000	[7,779,107] 7,410,367	[68,073,831] 86,922,421	
			補正額	-	-		
			計	2,426,000	[7,779,107] 7,410,367		
(5) 土木	[860,425,762] 1,064,202,907	(16,577,000) [823,635,162] 1,035,650,477	補正前の額	42,972,000	[88,360,748] 55,513,922	[794,823,414] 1,039,685,555	
			補正額	-	-		
			計	42,972,000	[88,360,748] 55,513,922		
(6) 警察	[62,629,495] 74,462,320	(747,000) [58,677,468] 69,235,588	補正前の額	3,138,000	[4,722,611] 7,009,266	[57,839,857] 66,111,322	
			補正額	-	-		
			計	3,138,000	[4,722,611] 7,009,266		
(7) 教育	[143,344,163] 168,591,503	(4,221,000) [147,249,787] 175,030,812	補正前の額	18,476,000	[11,878,906] 16,508,441	[158,067,881] 181,219,371	
			補正額	-	-		
			計	18,476,000	[11,878,906] 16,508,441		
(8) その他	[118,542,028] 139,118,853	(128,000) [111,016,281] 132,639,421	補正前の額	4,459,000	[14,830,803] 14,732,663	[100,772,478] 122,493,758	
			補正額	-	-		
			計	4,459,000	[14,830,803] 14,732,663		
2 災害復旧債	[2,156,966] 2,187,686	(9,000) [5,036,226] 5,092,721	補正前の額	724,000	[93,975] 68,165	[5,802,251] 5,884,556	
			補正額	127,000	-		
			計	851,000	[93,975] 68,165		
	(1) 総務	3,000	3,000	補正前の額	-	-	3,000
				補正額	-	-	
				計	-	-	
	(2) 農林水産	[462,183] 482,283	(9,000) [1,171,593] 1,212,728	補正前の額	242,000	[34,092] 12,782	[1,515,501] 1,577,946
				補正額	127,000	-	
				計	369,000	[34,092] 12,782	
(3) 土木	[1,691,783] 1,702,403	(3,861,633) [3,876,993]	補正前の額	482,000	[59,883] 55,383	[4,283,750] 4,303,610	
			補正額	-	-		
			計	482,000	[59,883] 55,383		



区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額			
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額				
	千円	千円	千円	千円	千円			
3 その他			補正前の額	218,046,207	[156,010,835] 99,887,778	[2,143,433,156] 2,653,414,257		
		[2,051,594,802] 2,474,089,598	[2,081,277,440] 2,535,135,484	補正額	120,344		-	
				計	218,166,551		[156,010,835] 99,887,778	
	(1) 減税補填債			補正前の額	-	[11,550,300] 4,730,910	[77,611,483] 133,922,895	
			[101,122,379] 148,411,355	[89,161,783] 138,653,805	補正額	-		-
					計	-		[11,550,300] 4,730,910
	(2) 臨時税収補填債			補正前の額	-	[2,023,450] -	[11,312,925] 18,395,000	
			[15,359,825] 18,395,000	[13,336,375] 18,395,000	補正額	-		-
					計	-		[2,023,450] -
	(3) 減収補填債			補正前の額	-	[4,349,168] 4,590,578	[121,471,642] 122,238,322	
		[78,101,490] 78,899,760	[125,820,810] 126,828,900	補正額	-	-		
				計	-	[4,349,168] 4,590,578		
(4) 臨時財政対策債			補正前の額	218,046,207	[125,451,885] 90,437,258	[1,924,976,526] 2,358,290,460		
		[1,852,578,650] 2,223,951,025	[1,832,261,860] 2,230,561,167	補正額	120,344		-	
				計	218,166,551		[125,451,885] 90,437,258	
(5) 枠外債			補正前の額	-	11,501	57,111		
		79,458	68,612	補正額	-		-	
				計	-		11,501	
(6) 調整債			補正前の額	-	117,531	8,552,469		
		4,353,000	8,670,000	補正額	-		-	
				計	-		117,531	
(7) 猶予特例債			補正前の額	-	[12,507,000] -	[△549,000] 11,958,000		
		-	11,958,000	補正額	-		-	
				計	-		[12,507,000] -	
合 計		(25,050,000)	補正前の額	295,998,207	[288,987,587] 206,936,420	[3,389,601,576] 4,225,108,302		
		[3,376,669,780] 4,088,350,561	[3,357,293,612] 4,110,749,171	補正額	247,344		-	
				計	296,245,551		[288,987,587] 206,936,420	

備考 1 ( )内の金額は外書きで、次年度への繰越額を示す。  
2 [ ]は満期一括償還に係る積立額を元金償還見込額に含めた額を示す。

5 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の控除対象期間を更新するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人のうち、1法人について、控除対象期間を更新するなど、所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和4年1月1日。ただし、解散した法人等については、公布の日。

イ 経過措置

令和3年8月31日以前に、本条例で削除される特定非営利活動法人に対して支出された寄附金に係る当該法人の指定及び税額控除の対象となる期間については、なお従前の例による。

6 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

市町村における持続可能な行政サービスの提供に向け、市町村単位では処理件数が少ない事務権限等の県への返還などに関し、地方自治法第252条の17の2の規定に基づく市町村との協議の結果等により、市町村が処理する事務の範囲及び移譲先市町村の変更に係る所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 事務権限の返還等に伴う改正〔7項目〕

- (ア) 自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域の普通地区内における行為の届出の受理等の事務について、県への権限の返還を希望した市町村を、移譲先市町村から削除するもの
- (イ) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく排煙、粉じん、排水の処理方法等の改善等の命令の事務について、県への権限の返還に伴い、対象事務の一部を削除するもの
- (ウ) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく応急の措置をとるべきことの命令の事務について、県への権限の返還に伴い、対象事務の一部を削除するもの
- (エ) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく指定事業所の設置の許可等に係る書類の受理及び送付の事務について、経由の廃止を希望した市町村を移譲先市町村から削除するもの
- (オ) 社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業（隣保事業に係るものに限る。）の開始の届出の受理等の事務について、県への権限の返還に伴い、当該事務を二宮町へ移譲する旨を規定した別表項目を削除するもの
- (カ) えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例に基づく産あい物処理業者が設置する焼却場等の検査等の事務について、県への権限の返還及び経由の廃止を希望した市町村を移譲先市町村から削除するもの

イ 令和4年度の権限移譲に伴う改正〔1項目〕

神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく指定事業所の設置の許可等に係る審査事項の一部を審査する事務を、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市及び綾瀬市へ移譲するもの

ウ 租税特別措置法の一部改正に伴う改正 [1項目]

租税特別措置法の一部改正により、短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率等に係る規定が削除されたことに伴い、同規定に基づく事務を削除するもの

エ 大気汚染防止法に基づく事務の変更に伴う改正 [1項目]

建築物等の解体等に伴う粉じんの排出等の規制に係る事務について、工場に係る事務についても大気汚染防止法施行令第13条第1項に定める市の長が行うこととされたため、同法に基づく事務の一部を削除するもの

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和4年4月1日

イ 経過措置

(ア) この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長がした自然環境保全条例第10条第1項又は第2項の規定による処分に係る同条例第27条第1項の規定による事務については、改正後の(2)ア(ア)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(イ) この条例の施行の際改正前の(2)ア(イ)の項、(2)ア(ウ)の項及び(2)ア(オ)の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により市長又は町長がした処分その他の行為のうち、現にその効力を有するもので、施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、知事のした処分その他の行為とみなす。

【議案（条例その他 その6） 7～8頁 定県第152号議案】

7 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の一部改正等を踏まえ、県が独自にマイナンバーを利用する事務に、生活困窮外国人に対する被保護者健康管理支援事業の実施事務を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 番号利用法におけるマイナンバー利用事務の追加に伴う改正（別表第1及び別表第2関係）

生活保護に関する事務において被保護者健康管理支援事業の実施事務が追加されることに伴い、生活困窮外国人に対する保護に関する事務でも同様にマイナンバーを利用できるようにするなど、所要の改正を行う。

イ 番号利用法における照会可能な特定個人情報の追加に伴う改正（別表第2及び別表第3関係）

(ア) 高等学校等就学支援金の支給に関する事務において照会可能な特定個人情報が追加されることに伴い、aの事務で利用できる特定個人情報として、生活困窮外国人に対する保護に関する情報を追加するとともに、bからgまでの事務で利用できる特定個人情報として、生活保護に関する情報及び生活困窮外国人に対する保護に関する情報を追加する。

a 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務（私立）

b 私立の高等学校等の設置者に対する入学金又は授業料の減免額に係る補助金の交付に関する事務

c 私立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の支給に関する事務

d 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務（公立）

- e 県立学校の授業料等の徴収に関する条例による授業料又は受講料の減免に関する事務
- f 高等学校等を退学し、県立の高等学校等に入学した生徒又は学生に対する就学支援金法による高等学校等就学支援金の額に相当する額の支給に関する事務
- g 国公立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の支給に関する事務

(イ) 生活保護に関する事務において照会可能な特定個人情報が増加されることに伴い、生活困窮外国人に対する保護に関する事務で利用できる特定個人情報として、職業転換給付金の支給に関する情報を追加する。

ウ その他所要の規定の整備を行う。(別表第2及び別表第3関係)

(3) 施行期日

令和4年6月1日。ただし、(2)アについては同年4月1日。

【議案（条例その他 その6） 9～10頁 定県第153号議案】

8 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

知事等の期末手当の支給割合について、国の指定職や他の地方公共団体との均衡等を考慮し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正する条例

知事及び副知事の給与等に関する条例（第1条、第2条）

教育長の給与等に関する条例（第3条、第4条）

監査委員の給与等に関する条例（第5条、第6条）

公営企業管理者の給与等に関する条例（第7条、第8条）

特別職の秘書の職の指定等に関する条例（第9条、第10条）

(3) 改正の内容

ア 令和3年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	改正	現行
令和3年 12月	6月	100分の157.5	100分の167.5
	3月以上6月未満	100分の94.5	100分の100.5
	3月未満	100分の47.25	100分の50.25

イ 令和4年度以降の期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	支給割合
6月 12月	6月	100分の162.5
	3月以上6月未満	100分の97.5
	3月未満	100分の48.75

(4) 施行期日

公布の日。ただし、(3)イについては令和4年4月1日。

9 神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

厚木児童相談所の移転のため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

厚木児童相談所の位置を厚木市水引2丁目11番7号に改める。（第9条関係）

(3) 施行期日

令和4年4月1日



【議案（条例その他 その6）12頁 定県第155号議案】

10 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

県議会議員の期末手当の支給割合について、職員の期末手当と同様の引下げを行うため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 令和3年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	改正	現行
令和3年 12月	6月	100分の207.5	100分の222.5
	3月以上6月未満	100分の124.5	100分の133.5
	3月未満	100分の62.25	100分の66.75

イ 令和4年度以降の期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	支給割合
6月 12月	6月	100分の215
	3月以上6月未満	100分の129
	3月未満	100分の64.5

(3) 施行期日

公布の日。ただし、(2)イについては令和4年4月1日。

【議案（条例その他 その6）13～14頁 定県第156号議案】

11 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和3年10月14日の人事委員会の勧告等を勘案し、職員の期末手当について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」及び「学校職員の給与等に関する条例」の一部改正（第15条及び第19条関係）

(ア) 令和3年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。

職員の区分		支給月	改正	現行	(参考)勤勉手当と改正後の期末手当の平均支給月数計
再任用職員 以外の職員	一般の職員	令和 3年 12月	100分の112.5	100分の127.5	2.075月（現行2.225月）
	特定幹部職員		100分の92.5	100分の107.5	
再任用職員	一般の職員	12月	100分の62.5	100分の72.5	1.075月（現行1.175月）
	特定幹部職員		100分の52.5	100分の62.5	

(イ) 令和4年度以降の期末手当の支給割合を次のとおりとする。

職員の区分		支給月	支給割合	(参考)勤勉手当と改正後の期末手当の平均支給月数計	
再任用職員 以外の職員	一般の職員	6月	100分の120	2.15月	年間4.3月 (現行4.45月)
	特定幹部職員		100分の100		
再任用職員	一般の職員	12月	100分の67.5	1.125月	年間2.25月 (現行2.35月)
	特定幹部職員		100分の57.5		

イ 「任期付研究員の採用等に関する条例」及び「任期付職員の採用等に関する条例」の一部改正（第6条及び第8条関係）

(ア) 令和3年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	改正	現行
令和3年12月	100分の157.5	100分の167.5

(イ) 令和4年度以降の期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	支給割合
6月・12月	100分の162.5

(3) 施行期日

公布の日。ただし、(2)ア(イ)及び(2)イ(イ)については令和4年4月1日。

12 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

県税の納税証明書の交付手数料について、納税者の利便性の向上を図るため、証紙による収入の方法から、現金による徴収に改めるとともに、神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、長期優良住宅認定制度に係る申請手数料の名称を変更するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 納税証明書交付手数料を削除する。（別表の2 手数料関係）

イ 神奈川県手数料条例の一部改正に伴い改正するもの（別表の2 手数料関係）

(ア) 住宅性能評価を行った住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の削除

(イ) 住宅性能評価を行った住宅に係る長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料の削除

(ウ) 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の名称の変更

(エ) 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料の新設

(オ) 銃砲又は刀剣類の所持許可申請手数料の名称の変更

(カ) クロスボウの取扱いに関する講習手数料の新設

(キ) 国際競技参加外国人に係る銃砲又は刀剣類の所持許可申請手数料の名称の変更

(ク) 銃砲又は刀剣類の所持許可証書換え手数料の名称の変更

(ケ) 銃砲又は刀剣類の所持許可証再交付手数料の名称の変更

(コ) 猟銃又は空気銃の所持許可更新申請手数料の名称の変更

(サ) クロスボウ射撃資格認定申請手数料の新設

ウ その他所要の規定の整備を行う。（別表の2 手数料関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和4年4月1日。ただし、(2)イ(ア)～(エ)については同年2月20日、(2)イ(オ)～(サ)については同年3月15日。

## イ 経過措置

- (ア) この条例の施行の日前に証紙による収入の方法により徴収した(2)アに規定する納税証明書交付手数料（以下「納税証明書交付手数料」という。）に係る証紙と知事が認めたものについては、令和5年3月31日までの間に限り、納税証明書交付手数料の納付のために使用することができる。
- (イ) 納税証明書交付手数料の納付のために販売された証紙と知事が認めたもの（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除く。）は、令和5年3月31日までに申請したときに限り、県に返還して現金の還付を受けることができる。
- (ウ) (3)イ(イ)により還付を受ける者（収入証紙に関する条例第5条第1項に規定する販売者を除く。）については、同条例第7条第2項の規定は、適用しない。

13 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正等に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等を見直すとともに、銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正等に伴い、クロスボウの取扱いに関する講習手数料を新設するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正等に伴う改正

(ア) 住棟認定の導入

共同住宅について、住戸毎に区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組みから住棟毎に管理組合が一括して認定を受ける仕組みに変更されることから、住棟毎の申請手数料に改正する。（別表の8 県土整備局関係）

(イ) 認定手続及び基準の見直し

住宅性能評価を行う民間機関が住宅性能評価と長期優良住宅の基準の確認を併せて実施する仕組みに変更されるとともに、所管行政庁が行う審査項目の見直しが行われることから、それらに応じた申請手数料に改正する。（別表の8 県土整備局関係）

(ウ) 「長期優良型」総合設計制度の創設

認定長期優良住宅について、一定の敷地面積を有し、市街地の環境の整備改善に資するものは、特定行政庁の許可により容積率制限を緩和することができるとされたことから、当該許可に係る申請手数料を新設する。（別表の8 県土整備局関係）

イ 銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正等に伴う改正

クロスボウの所持の許可申請、取扱いに関する講習及び射撃練習を行う資格の認定申請に係る手数料を新設する。（別表の10 公安委員会関係）

ウ その他所要の規定の整備を行う。（別表の8 県土整備局関係、別表の10 公安委員会関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和4年2月20日。ただし、別表の10 公安委員会関係の表の改正規定は同年3月15日。

イ 経過措置

この条例の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る手数料については、なお従前の例による。

14 当せん金付証券の発売の概要

(1) 趣旨

令和4年度における公共事業等の費用の財源に充てるため、当せん金付証券法第4条第1項の規定により全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじの発売について議決を得たいので提案するものである。

(2) 発売総額

令和4年度における神奈川県分の宝くじの発売総額を250億円以内とする。



15 神奈川県防災行政通信網再整備事業工事請負契約の内容

- |               |                                                      |
|---------------|------------------------------------------------------|
| (1) 工 事 名 称   | 神奈川県防災行政通信網再整備事業工事                                   |
| (2) 工 事 場 所   | 横浜市中区日本大通 1 外                                        |
| (3) 請負契約者名    | 日本電気株式会社神奈川支社<br>支社長 米 本 期 子                         |
| (4) 請負契約金額    | 44億550万円                                             |
| (5) 工事着手年月日   | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第 2 条<br>の規定による議会の議決があった日から 7 日以内 |
| (6) 工事完成予定年月日 | 令和 6 年 3 月 15 日                                      |

【議案（予算 その5） 3頁 定県第144号議案】

16 令和3年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【国際文化観光局関係】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費			114,997
	9 国際文化観光費		114,997
		国内観光プロモーション推進事業費	114,997
国際文化観光局計			114,997

17 令和3年度11月補正予算公共事業等の内容【環境農政局関係】

(単位 千円、%)

区 分	令 和 3 年 度			3年度/2年度
	10月現計予算額 A	11月補正予算額 B	11月現計予算額 C	11月現計 予算額比
緑 地 保 全	399,141	—	399,141	148.6
自 然 公 園	323,445	—	323,445	88.6
土 地 改 良	2,055,661	—	2,055,661	98.7
林 業	1,443,530	—	1,443,530	80.8
治 山	935,533	—	935,533	92.9
漁 港	2,027,886	—	2,027,886	117.9
災 害 復 旧	884,771	723,532	1,608,303	138.0
環 境 農 政 局 計	8,069,967	723,532	8,793,499	104.8

(事業内容)

○ 災害復旧 【予算に関する説明書（その5） 7頁】

農林水産施設災害復旧費

- ・ 農業関係 水路・農道など17箇所
- ・ 林業関係 秦野峠林道など19箇所

林業施設災害復旧費

- ・ 復旧工事 早戸川林道など13路線33箇所

【予算に関する説明書（その5） 8～9頁】

18 令和3年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【環境農政局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円			千円
古都及び緑地保全 事業費	5,000	前年度末 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	3,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	5,000		そ の 他	—
						一般財源	2,000
土地改良施設危険 防止対策事業費	5,000	前年度末 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	3,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	5,000		そ の 他	—
						一般財源	2,000
県有林事業費	6,996	前年度末 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	6,996		そ の 他	—
						一般財源	6,996
旧社営林事業費	60,000	前年度末 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	60,000		そ の 他	60,000
						一般財源	—
林道改良事業費	30,360	前年度末 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	15,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	30,360		そ の 他	—
						一般財源	15,360
治山事業費	8,734	前年度末 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	8,734		そ の 他	—
						一般財源	8,734

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
保安林改良事業費	千円 7,854	前年度未 までの支出 (見込)額		千円 -	特定 財源	国庫支出金	千円 -
						県 債	5,000
	当該年度 以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	7,854	一般財源	そ の 他	-	
						2,854	
水源林整備事業費	186,656	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
	当該年度 以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	186,656	一般財源	そ の 他	-	
						186,656	
県営漁港整備事業 費	12,500	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
	当該年度 以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	12,500	一般財源	そ の 他	-	
						12,500	

19 令和3年度水源環境保全・再生事業会計11月補正予算債務負担行為について【環境農政局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(新規設定)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円			千円
丹沢大山保全・再生対策事業費	10,000	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出予定額	令和3年度～令和4年度	10,000		そ の 他	10,000
						繰 越 金	-
水源林整備事業費	141,368	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出予定額	令和3年度～令和4年度	141,368		そ の 他	141,368
						繰 越 金	-
水源林土壌保全対策事業費	62,930	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出予定額	令和3年度～令和4年度	62,930		そ の 他	62,930
						繰 越 金	-

【議案（予算 その5） 3～4頁 定県第144号議案】

20 令和3年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【環境農政局関係】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
7 農林水産業費	5 水産業費		20,000
		県営漁港整備事業費	20,000
			20,000
12 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費		1,165,832
		現年災害復旧費	1,165,832
		過年災害復旧費	891,376
			274,456
環境農政局計			1,185,832

21 神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正等を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた県の姿勢を明確に示すなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 基本理念の新設

「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として新たに定めるとともに、県や事業者、県民等の責務等について所要の規定の整備を行う。（第1条、第2条の2及び第3条～第6条関係）

イ 用語の整理

「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改めるなど、用語を整理する。（第2条、第4条～第7条、第9条、第11条、第34条、第46条及び第47条関係）

ウ 引用条項の整理

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を整理する。（第8条関係）

(3) 施行期日

公布の日。ただし、(2)ウについては令和4年4月1日。



22 新型コロナウイルス感染症対策に係る福祉サービスの提供体制の維持について【福祉子どもみらい局関係】

4款 民生費 2項 障害福祉費

一部⑨ 障害者地域活動支援事業費

(1) 目的

障害福祉サービス等の提供体制を維持する。

(2) 内容

障害福祉サービス事業所等におけるマスクや消毒液の購入など感染拡大防止対策に要する経費を補助する。

(3) 予算額 58,929千円

4款 民生費 3項 老人福祉費

一部⑨ 介護施設等感染症対策費

(1) 目的

介護サービスの提供体制を維持する。

(2) 内容

介護サービス事業所におけるマスクや消毒液の購入など感染拡大防止対策に要する経費を補助する。

(3) 予算額 133,737千円

## 地域医療介護総合確保基金積立金

(1) 目的

感染防止対策継続支援事業（介護分）に係る財源として基金の積立てを行う。

(2) 内容

国からの交付金等を原資として基金の積立てを行う。

(3) 予算額 133,737千円

23 三浦しらとり園条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

三浦しらとり園の指定管理者の指定基準を見直すため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 指定管理者の指定の基準を、社会福祉法人以外の法人や複数の法人により構成される団体にも拡大する。（第5条関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（第3条、第4条及び第5条関係）

(3) 施行期日

公布の日

24 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県立さがみ緑風園に指定管理者制度を導入すること等に伴い、  
所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 施設名称を「神奈川県立さがみ緑風園」から「さがみ緑風園」に改  
める。（第2条関係）

イ 指定管理者の指定の基準を、社会福祉法人以外の法人や複数の法人  
により構成される団体にも拡大する。（第5条関係）

ウ その他所要の規定の整備を行う。（第3条、第4条及び第5条関係）

(3) 施行期日

公布の日。ただし、(2)アについては令和5年4月1日。

【議案（条例その他 その6）25頁 定県第162号議案】

25 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を踏まえ、サテライト型住居の設置に係る規定を追加するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア サテライト型住居の設置に関する規定を新設する。（第10条の2関係）

イ サテライト型住居に係る設備の基準に関する規定を新設する。（第31条関係）

(3) 施行期日

令和4年4月1日

## 26 和解の概要

### (1) 目的

中井やまゆり園利用者のパンによる窒息事故について、民法第695条に基づく和解を行うものである。

### (2) 和解の内容

#### ア 件名

中井やまゆり園利用者のパンによる窒息事故に係る和解

#### イ 和解の相手方及び和解金額

##### (ア) 和解の相手方

(イ) 和解金額 2,678万9,428円

### (3) 事故の概要

令和2年10月18日（日）午前10時頃、利用者が配膳室にあったパンを食べ、のどに詰まらせる事故が発生した。

利用者は、病院に緊急搬送され、一命はとりとめたが、現在も入院し、意識が戻らない状態が続いている。

### (4) 経緯

ア 令和2年10月20日 利用者家族へ謝罪

イ 令和2年11月30日 症状固定（後遺障害等級1級）

ウ 令和3年3月3日 有識者等による事故検証報告書にて、県の過失が示されていることを利用者家族に報告するとともに、改めて県の過失を認め謝罪  
和解に係る調整を開始

エ 令和3年9月28日 利用者家族に対し和解金額を提示

オ 令和3年10月19日 和解案の内容等について合意

27 新型コロナウイルス感染症対策に係るワクチン接種体制の強化について  
【健康医療局関係】

5款 衛生費 1項 公衆衛生費

一部⑨ 新型コロナウイルスワクチン接種体制整備費

(1) 目的

医療従事者等に対する追加接種（3回目接種）等を支援し、医療提供体制を維持する。

(2) 内容

県独自の集団接種会場を設置・運営する。

(3) 予算額 372,239千円

【議案（予算 その5） 3頁 定県第144号議案】

28 令和3年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【産業労働局関係】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 商工費			100,000
	1 商工総務費		100,000
		商業活性化推進事業費	100,000
産業労働局計			100,000



29 訴訟の提起の概要

(1) 要旨

県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金の連帯保証人の二女に対し、詐害行為取消請求の訴訟を提起するものである。

(2) 内容

ア 件 名

県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金の連帯保証人の二女に対する詐害行為取消請求事件

イ 訴訟の相手方

ウ 請求内容

不動産の贈与に対する詐害行為取消請求

(3) 経過

連帯保証人であった父（故人）から二女へ不動産を贈与した事実が発覚したため、詐害行為取消請求の訴訟を提起するものである。

30 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所中期目標の概要

(1) 趣旨

県が地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「K I S T E C」という。）に指示する「地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所第一期中期目標」（平成29年度～令和3年度）について、目標期間が終了するため、令和4年度を初年度とする第二期中期目標を定める。

(2) 内容

ア 前文

K I S T E Cにおいては、技術相談や試験計測など公設試験研究機関としての基本的な役割を確実に果たしていくとともに、県内産業の振興や県民の福祉向上に資する有望な基礎研究、先進的な研究開発、ものづくり基盤技術の高度化を基礎としつつ、デジタル化や製造業のサービス化につながる新たな企業支援、さらには産業構造の転換に対応できる人材の育成に積極的に取り組み、県内産業の発展と県民生活の向上に貢献する。

イ 中期目標の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

ウ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(ア) 新たな成長産業の創出と社会課題の解決に向けた研究開発

Society 5.0やSDGsの取組における中核的な技術をはじめとして、持続可能な健康長寿社会の実現に資するライフサイエンス分野など、様々な社会課題の解決や県民生活の向上につながる研究の開発を推進する。

スタートアップやベンチャー企業の創出を推進し、県内産業の新陳代謝を促すことで、新たな成長産業の創出と、イノベーション・エコシステムの構築に取り組む。さらには、創出したベンチャー企業に対する出資を目指す。

県内企業等が直面する事業環境の急速な変化に対応するため、将来的に不可欠となる技能のデジタル化やデータ活用、先端技術における重要部素材の開発など、新たな基盤的課題への研究に取り組む。

(イ) 県内企業等の競争力の強化を図る技術支援

中小企業等が単独では解決できない技術的課題や製品開発等に対して、技術やノウハウを活用した最適な支援を提供することにより、県内企業等の競争力の強化を図り、さらには事業環境の変化への適応を促していく。

生産技術の改善や製品開発を支援するために、迅速で精度の高い試験計測の提供に努めるとともに、試験計測サービスのデジタル化や、そのデータを活用した新たなサービスの導入に取り組む。

オンラインによる相談体制の構築を進め、相談内容のデジタル化、そのデータを活用した新しい支援サービスの開発を目指す。

(ウ) 県内企業等の製品及びサービスの開発並びにその事業化に係る支援

県内企業等の新たな製品やサービスの開発において、企画開発から技術・デザイン・販路開拓、知的財産権の活用まで、一貫した支援を総合的に行うことにより、その事業化を促進する。

県内企業等が急速な産業構造の変化に適応できるように、成長分野への事業転換を支援する。

研究開発分野における評価法の開発については、事業化できる新たなサービスを生み出していくとともに、既に事業化している抗菌・抗ウイルス評価は、社会的な要請に応えられるよう、評価体制のさらなる強化を図る。

(エ) イノベーションを推進する人材の育成

Society 5.0やDXの推進における基礎的なリテラシーであるデジタルの知識やそれを活用できる人材はもとより、将来的にもものづくりの中核を担う人材、先端領域の研究開発を担う人材など、イノベーションを推進することのできる人材を育成する。

多様な人材の育成においては、産学が連携したセミナーや研修を組み合わせることにより、様々な組織が協創できる機会を創出し、有機的な連携体制を構築していく。

これからのイノベーションを担う創造的な人材を育むために、小中学生等を対象に、科学技術の理解増進に向けた活動に取り組む。

(オ) オープンイノベーション等を推進する連携交流

経営支援機関及び他の技術支援機関等と連携し、企業に対する総合的な相談対応機能の強化を図る。

オープンイノベーション等を推進することにより、企業・大学・他機関等が協創するプラットフォームとしての機能を強化する。

国の研究機関や近隣都県の試験研究機関等と連携し、情報や保有するデータ等の共有、人材の相互支援や交流を推進する。

エ 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(ア) 効果的・効率的な組織運営

取り組むべき事業に財源と人員を集中し、社会変化に適応することができる、しなやかな組織を構築する。

拠点についても、機能の強化・集約化を検討したうえで、効果的・効率的な組織運営を徹底する。

(イ) 効果的・効率的な人事制度の運用

人事評価制度について、適切な運用を図るとともに、リスクリングを含めた人材の育成・研修を効果的に実施することにより、職員の意欲及び能力の向上を図る。

採用については、方法や時期などを柔軟に運用することにより、優秀かつ多様な人材の確保に努め、併せて適正な人員配置を図る。

テレワークや時差出勤などいわゆる「働き方改革」を推進する。

(ウ) 効果的・効率的な業務運営

業務の内容やプロセス、組織の運営方法を随時見直すことにより、効果的かつ効率的な業務運営を徹底する。

情報処理システムの整備など、情報化を推進することにより、事務処理の効率化やサービスの向上を図る。

オ 財務内容の改善に関する事項

(ア) 収入の確保

試験計測や技術開発などにおけるサービスの質の向上を図り、併せて、創意工夫に取り組むことで、事業収入の確保に努める。

保有するノウハウの活用や、大学等や中小企業等との連携を図り、提案公募型の競争的資金等の獲得に努める。

(イ) 財務運営の効率化

財務運営の定期的な見直し、効率化を図ることにより、限りある経営資源の有効な活用を徹底する。また、出資業務を行う際は、その適切な執行に努める。

カ その他業務運営に関する重要事項

(ア) 社会的責任

コンプライアンスについて、法令はもとより社会的規範を遵守することにより、県民からの信頼を確保する。

情報管理、情報公開については、業務を通じて収集した個人情報、新技術や新製品の開発データ等の管理を適切に行う。併せて、県民

に開かれた公設試験研究機関として、適切に情報公開を行うことにより、公正で透明性の高い業務運営を図る。

全ての事業活動を通じて、カーボンニュートラルや環境保全等に取り組み、SDGsの実現に貢献する。

利用者が安全に利用できる環境の整備を図るとともに、職員が安心して働けるように安全衛生に配慮した職場環境の改善に努める。

(イ) 施設等の有効活用

施設整備や修繕について、中長期的な計画を策定のうえ取り組むとともに、適切な維持管理を行うことにより、良好な状態を維持し、施設の長寿命化を図る。

中小企業等のニーズの変化に柔軟に対応した機器整備を行うことにより、試験計測や技術開発などのサービス向上を図る。

(ウ) 広報の強化

サービス内容や研究成果等を積極的に広報することにより、認知度の向上、利用者の拡大や研究成果等の普及等を図る。

【予算に関する説明書（その5） 9～11頁】

31 令和3年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【県土整備局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円		千円	
道路補修費	1,563,300	前年度末までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	1,406,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	1,563,300		そ の 他	—
						一般財源	157,300
道路災害防除事業 費	40,000	前年度末までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	36,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	40,000		そ の 他	—
						一般財源	4,000
電線地中化促進事 業費	17,000	前年度末までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	12,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	17,000		そ の 他	—
						一般財源	5,000
交通安全施設等整 備費	364,000	前年度末までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	326,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	364,000		そ の 他	—
						一般財源	38,000
橋りょう補修費	55,000	前年度末までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	49,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	55,000		そ の 他	—
						一般財源	6,000
街路樹維持事業費	16,000	前年度末までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	14,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	16,000		そ の 他	—
						一般財源	2,000

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
道路改良費	千円 258,050	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	千円 11,000
						県 債	222,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	258,050		そ の 他	-
						一般財源	25,050
街路整備費	245,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	52,250
						県 債	173,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	245,000		そ の 他	-
						一般財源	19,750
河川修繕費	580,500	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	580,500		そ の 他	-
						一般財源	580,500
河川改修事業費	472,100	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	150,000
						県 債	289,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	472,100		そ の 他	-
						一般財源	33,100
海岸補修費	45,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	45,000		そ の 他	-
						一般財源	45,000
海岸高潮対策費	155,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	139,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	155,000		そ の 他	-
						一般財源	16,000
砂防林事業費	46,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	46,000		そ の 他	-
						一般財源	46,000

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
砂防施設改良費	千円 3,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	3,000		そ の 他	-
					一般財源	3,000	
急傾斜地施設改良費	15,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	15,000		そ の 他	3,000
					一般財源	12,000	
砂防環境整備費	5,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	5,000		そ の 他	-
					一般財源	5,000	
防災砂防事業費	40,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	30,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	40,000		そ の 他	-
					一般財源	10,000	
地すべり対策事業費	18,500	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	9,250
						県 債	8,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	18,500		そ の 他	-
					一般財源	1,250	
急傾斜地崩壊対策事業費	175,500	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	12,300
						県 債	97,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	175,500		そ の 他	35,100
					一般財源	31,100	
港湾補修費	35,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	35,000		そ の 他	-
					一般財源	35,000	



事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
公園整備費	千円 51,000	前年度未 までの支出 (見込)額		千円 —	特定 財源	国庫支出金	千円 —
						県 債	25,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	51,000		そ の 他	—
						一般財源	26,000

【議案（予算 その5） 3～4頁 定県第144号議案】

32 令和3年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【県土整備局関係】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
9 土木費			1,173,698
	2 道路橋りょう費		315,968
		橋りょう補修費	65,000
		街路整備費	250,968
	3 河川海岸費		244,230
		河川修繕費	187,200
		河川改修事業費	30,030
		海岸高潮対策費	27,000
	4 砂防費		611,500
		急傾斜地崩壊対策事業費	611,500
5 港湾費		2,000	
	港湾修築費	2,000	
12 災害復旧費			75,840
	2 公共土木施設災害復旧費		75,840
		過年災害復旧費	75,840
県土整備局計			1,249,538

【議案（条例その他 その6）28頁 定県第165号議案】

33 主要地方道藤沢座間厚木新設橋梁（上部工）工事請負契約の内容

- (1) 工 事 名 称 主要地方道藤沢座間厚木新設橋梁（上部工）工事
- (2) 工 事 場 所 厚木市三田地内
- (3) 請負契約者名 日本ピーエス・宇内・林土木特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社日本ピーエス横浜営業所  
所長 堀 内 匡 彦
- (4) 請負契約金額 15億8,620万円
- (5) 工事着手年月日 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内
- (6) 工事完成予定年月日 令和6年3月29日

【議案（条例その他 その6）29頁 定県第166号議案】

34 県営万騎ヶ原団地公営住宅新築工事（4期一建築）請負契約の内容

- (1) 工 事 名 称 県営万騎ヶ原団地公営住宅新築工事（4期一建築）
- (2) 工 事 場 所 横浜市旭区万騎が原39外
- (3) 請負契約者名 小雀建設株式会社  
代表取締役 小 泉 和 雄
- (4) 請負契約金額 6億2,993万3,480円
- (5) 工事着手年月日 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内
- (6) 工事完成予定年月日 令和5年3月17日

【議案（条例その他 その6）30頁 定県第167号議案】

35 県営亀井野団地公営住宅新築工事（4期－建築－第1工区）請負契約の内容

- |               |                                                  |
|---------------|--------------------------------------------------|
| (1) 工 事 名 称   | 県営亀井野団地公営住宅新築工事（4期－建築－第1工区）                      |
| (2) 工 事 場 所   | 藤沢市亀井野3215外                                      |
| (3) 請負契約者名    | 小島・関野特定建設工事共同企業体<br>代表者 株式会社小島組<br>代表取締役 小 島 正 也 |
| (4) 請負契約金額    | 7億8,983万1,240円                                   |
| (5) 工事着手年月日   | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内     |
| (6) 工事完成予定年月日 | 令和5年5月31日                                        |

36 令和3年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【教育委員会関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
					特定財源	国庫支出金	千円
高等学校施設整備 工事費	千円 1,800,000	前年度末 までの支出 (見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	1,800,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	1,800,000	そ の 他	-	
					一般財源	-	
高等学校施設整備 工事設計調査費	267,800	前年度末 までの支出 (見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	267,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	267,800	そ の 他	-	
					一般財源	800	

【議案（予算 その5） 4頁 定県第144号議案】

37 令和3年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【教育委員会関係】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
11 教育費			157,405
	4 高等学校費		157,405
		高等学校施設整備工事関連費	157,405
教育委員会計			157,405

38 神奈川県奨学金貸付条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響等により、奨学生やその保護者が経済的影響を受けるなど、奨学金を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、高等学校奨学金の貸付月額の上限額を増額するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

高等学校奨学金の貸付月額について、次のとおり貸付けを受けようとする者が選択することが可能な金額（月額）を改める。

区 分	改正後 月額	現行 月額	
1 国公立の高等学校等又は専修学校の高等課程の在学者	入学する日の属する年度	1万円、2万円 又は3万円	1万円又は2万円
	その他の年度	1万円又は2万円	1万円
2 私立の高等学校等又は専修学校の高等課程の在学者	入学する日の属する年度	1万円、2万円、 3万円、4万円 又は5万円	1万円、2万円、 3万円又は4万円
	その他の年度	1万円、2万円、 3万円又は4万円	1万円、2万円 又は3万円

(3) 施行期日

令和4年4月1日



【予算に関する説明書（その5） 11～12頁】

39 令和3年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【警察本部関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
警察施設各所営繕費	千円 173,074	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定財源	国庫支出金	千円 -
						県 債	118,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	173,074		そ の 他	-
						一般財源	55,074
交通安全施設整備費	261,000	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	110,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和3年度 ～ 令和4年度	261,000		そ の 他	-
						一般財源	151,000

【議案（予算 その5） 3～4頁 定県第144号議案】

40 令和3年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【警察本部関係】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 警察費			112,983
	1 警察管理費		112,983
		交番新築工事費	112,983
警 察 本 部 計			112,983

41 令和3年度水道事業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁関係】

債務負担行為に関する調書

(追加)

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	長期借入金	国庫補助金	自己資金
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
取水及び浄水施設維持運営費	118,624		-	令和3年度 ～ 令和4年度	118,624	-	-	-	118,624
送配水施設維持運営費	52,230		-	令和3年度 ～ 令和4年度	52,230	-	-	-	52,230
原水及び浄水設備整備事業費	63,014		-	令和3年度 ～ 令和4年度	63,014	-	61,000	-	2,014
配水管網再構築事業費	228,687		-	令和3年度 ～ 令和4年度	228,687	178,000	-	-	50,687
水道施設耐震化事業費	426,474		-	令和3年度 ～ 令和4年度	426,474	294,000	-	48,830	83,644
老朽配水管リフレッシュ事業費	2,960,880		-	令和3年度 ～ 令和4年度	2,960,880	2,307,000	-	-	653,880
その他配水設備整備事業費	31,482		-	令和3年度 ～ 令和4年度	31,482	-	30,000	-	1,482
大口径老朽管リフレッシュ事業費	365,308		-	令和3年度 ～ 令和4年度	365,308	-	351,000	-	14,308

42 令和3年度電気事業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁関係】

債務負担行為に関する調書

(追加)

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	負 担 金	自 己 資 金
	千円		千円		千円	千円	千円
相模貯水池堆砂対策事業費	963,930		-	令和3年度 ～ 令和4年度	963,930	799,098	164,832
相模貯水池管理事業費	2,860		-	令和3年度 ～ 令和4年度	2,860	1,336	1,524
水力発電設備整備事業費	219,298		-	令和3年度 ～ 令和4年度	219,298	-	219,298
玄倉第1発電所改造事業費	22,000		-	令和3年度 ～ 令和4年度	22,000	-	22,000

43 令和3年度酒匂川総合開発事業会計11月補正予算債務負担行為について  
【企業庁関係】

債務負担行為に関する調書

(新規設定)

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	三 保 ダ ム 管 理 受 託 収 入	
三保ダム施設管理事業費	千円 27,786		千円 -	令和3年度 ～ 令和4年度	千円 27,786	千円 27,786	
貯水池等保全対策事業費	207,867		-	令和3年度 ～ 令和4年度	207,867	207,867	

44 神奈川県営水道事業審議会の設置等に関する条例の概要

(1) 制定の趣旨

県営水道事業の安定経営と円滑な事業推進に関する事項について調査審議する新たな検討体制を構築するため、地方公営企業法第14条の規定に基づき、神奈川県営水道事業審議会の設置に関し、本条例を制定するものである。

(2) 制定の内容

ア 設置（第1条）

神奈川県営水道事業に関する必要な事項を調査審議するため、地方公営企業法第14条の規定に基づき、神奈川県営水道事業審議会を置く。

イ 所掌事項（第2条）

審議会は、水道事業に関する事項について神奈川県公営企業管理者の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

ウ 組織等（第3条）

(ア) 委員の定数

審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

(イ) 委員の委嘱

委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

a 学識経験のある者

b 水道の利用者

c a及びbに掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

(3) 施行期日

令和4年3月1日